

「山陽小野田市デジタルデバイド対策業務」公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、デジタル活用に不安のある高齢者等を対象に、インターネットの使い方、LINE、SNSの使い方等を教える講座（以下「スマホ教室」という。）を開催し、デジタル機器利用への不安を解消することを目的とした山陽小野田市デジタルデバイド対策業務（以下「本業務」という。）の受託者を公募型プロポーザル方式により選定することについて、山陽小野田市プロポーザル方式等の実施に関するガイドライン（平成18年9月4日制定。以下「ガイドライン」という。）の規定に基づき、具体的な実施方法について、必要な事項を定めるものとする。

2 受託業務の概要

(1) 業務名

山陽小野田市デジタルデバイド対策業務

(2) 業務内容

別紙「山陽小野田市デジタルデバイド対策業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 予算額の上限額（消費税及び地方消費税を含む）

1,500,000円

(5) 担当課

山陽小野田市企画部デジタル推進課（市役所第2別館2階）

担当者 山下

〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

TEL: 0836-82-1147（直通）

E-mail: digital@city.sanyo-onoda.lg.jp

3 選定方法

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本業務に係る公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加希望業者」という。）は、次の全ての要件を満たしている者であること。

- (1) 参加表明書提出時において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加表明書提出時において、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の開始の申立てを受けていないこと、若しくは自ら申立てを行っていないこと、又はこれらの手続を行っていないこと。
- (3) 参加表明書提出時において、山陽小野田市（以下「本市」という。）から指名停止の措置を受けていないこと、又は受けることが明らかでないこと。
- (4) 参加希望業者は、本市の市税に滞納がないこと。
- (5) 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 過去2年以内に高齢者等を対象にした「スマホ教室」開催の実績があること。

5 選定委員会について

別に定める「山陽小野田市デジタルデバイド対策業務受託業者選定委員会設置要綱」のとおり

6 対象業務のスケジュール及び事務手続

(1) 対象業務のスケジュール

令和5年11月上旬 契約締結

令和6年1月上旬から令和6年3月中旬 「スマホ教室」の開催

(2) 事務手続

ア 質問について

本業務に関し質問がある参加希望業者は、令和5年10月2日（月）午

後5時までに、電子メールにより質問書（様式第1号）を用いて行うものとする。その際、必ず2（5）担当課に電話し、質問書が届いていることを確認すること。

これに対する回答は、令和5年10月5日（木）までにホームページにより公開するものとする。

イ 参加表明書等の提出について

参加希望業者は、令和5年10月10日（火）午後5時までに、8で定めるところにより参加表明書等を提出するものとする。

ウ 企画提案書等の提出について

参加希望業者は、令和5年10月19日（木）午後5時までに、9で定めるところにより企画提案書等を提出するものとする。

エ 企画提案書等の審査について

参加希望業者は、10（1）で定めるところにより審査を受けるものとする。

7 配布資料

- (1) 「山陽小野田市デジタルデバイド対策業務」公募型プロポーザル実施要領（※この書類）
- (2) 山陽小野田市デジタルデバイド対策業務委託仕様書
- (3) 以下の様式第1号～様式第6号
 - ・ 質問書（様式第1号）
 - ・ 参加表明書（様式第2号）
 - ・ 市税に係る調査同意書（様式第3号）
 - ・ 業務実施体制表（様式第4号）
 - ・ 見積書（様式第5号）
 - ・ 業務実績調査票（様式第6号）

8 参加表明書等の提出について

(1) 提出期間

令和5年9月22日（金）から令和5年10月10日（火）午後5時まで

(2) 提出書類とその記載要領

ア 参加表明書（様式第2号）：正本1部

住所、商号又は名称、代表者及び担当部署連絡先を記入し、代表者印を押印すること。

イ 市税に係る調査同意書（様式第3号）：正本1部

参加希望業者は、所在地、商号又は名称、代表者職氏名、住所、生年月日を記入し、代表者印を押印すること。

(3) 提出場所

2（5）の担当課

(4) 提出方法

提出期間内に必ず担当課に郵送し、又は持参すること。なお、郵送により提出する場合は簡易書留とし、提出期間内に必着のこと。

9 企画提案書等の提出について

(1) 提出期間

令和5年9月22日（金）から令和5年10月19日（木）午後5時まで

(2) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）：正本1部、副本8部

A4判縦、横書き、左綴じ込みを基本とし、10ページ以内、両面で作成すること。なお、図や表などでこれによりがたい場合はA4判横又はA3判横（A4判サイズに折り込むこと）でも可とする。

※正本の表紙には、宛名「山陽小野田市長」、タイトル「山陽小野田市デジタルデバイド対策業務」、提出年月日、社名及び代表者名、代表者印を記載すること。

イ 事業者概要：正本1部

- ・事業者概要書（任意様式、パンフレット等でも可。）
- ・定款
- ・登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴全部事項証明書をいう。提出日前3か月以内に発行されたもの。複写可）

ウ 業務実施体制表（様式第4号）：正本1部、副本8部

総括責任者1名を定め、本業務に従事予定の全員について、実務経験年

数・資格及び担当する業務内容等を記入すること。

なお、企画提案書等の提出時点又は業務開始時点で、提案内容や事情により担当者が変更になっても差し支えない。ただし、総括責任者については、原則、変更を認めない。

エ 見積書（様式第5号）：正本1式

提案に係る見積金額総額及び明細（消費税及び地方消費税を含んだ金額）が分かるように記載すること。また、社名及び代表者名、代表者印を記載、押印すること。

(3) 企画提案書の内容

提案内容は、別紙「仕様書」及び以下の内容を踏まえた上で、図や表などを用いて分かりやすく簡潔に記載すること。

ア 事業者概要（任意様式）

イ 業務実績

- ・「スマホ教室」の開催実績（様式第6号）

ウ 「スマホ教室」の実施内容

- ・各回の内容
- ・指導方法の工夫・特徴
- ・教材の工夫・特徴
- ・教材の一部見本（別紙可・4ページ程度）

エ 業務実施体制

- ・「スマホ教室」のスケジュール案
- ・「スマホ教室」の実施体制
- ・受講後の助言、相談のサポート体制

オ 独自提案

- ・本要領や仕様書等の記載事項以外に、高齢者等のデジタル機器利用への不安を解消に資する提案がある場合は記載すること。

(4) 提出場所

2 (5) の担当課

(5) 提出方法

提出期間内に必ず担当課に郵送又は持参すること。なお、郵送により提出する場合は簡易書留とし、提出期間内に必着のこと。

- (6) 企画提案書及び関連資料の作成にかかる費用は、参加希望業者の負担とする。

10 受託候補者の選定

(1) 審査（プレゼンテーション）

- ア 日時 令和5年10月31日（火）（予定）において、別途調整の上、
決定した時間
- イ 場所 山陽小野田市役所
- ウ 業者からの出席人数 3人以内
- エ 内容 提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション
- オ 時間配分 時間は準備5分、説明20分、質疑応答10分及び片付け5分を目安とする。
- カ その他 プレゼンテーションに必要なパソコン等は参加希望業者において用意すること。（プロジェクター、スクリーン及び電源は本市において用意する。）

(2) 選定方法

本市が設置した山陽小野田市デジタルデバインド対策業務受託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が提出を受けた参加表明書等及び企画提案書等を参考にして、参加希望業者からプレゼンテーションを受けた後、業務提案の内容を審査基準に基づき、総合的に審査・評価する。最高得点者を本業務の受託候補者として選定するが、提案者の総得点が、持ち点の総合計の2分の1以上あることを条件とする。また、この者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者に該当することとなった場合又は本市から指名停止の措置を受けることとなった場合は、次点の者を受託候補者として選定する。

(3) 審査基準

選定委員会は、企画提案書等の内容に重点を置き、別紙の「審査基準表」に基づいて審査する。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当したときは、失格となる場合がある。

- ア 参加表明書等及び企画提案書等の提出期間、提出部数及び提出方法に適

合していない場合

- イ 本要領に規定する参加表明書等及び企画提案書等の記載要領及び留意事項として示された条件に適合していない場合
- ウ 提出書類の内容に虚偽の記載をした場合
- エ 参加表明書等及び企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- オ 参加表明書等及び企画提案書等に記載すべき事項以外の事項が記載されている場合
- カ プロポーザルに関してプロポーザル審査委員と接触を図った場合（ただし、市が指定した場合を除く。）
- キ プレゼンテーションに出席しなかった場合（指定された時間に遅れた場合を含む。）
- ク 審査の公平性を害する行為をした場合
- ケ 前各号に掲げるもののほか、本要領に違反していると認められる場合

1 1 審査結果の通知

審査（プレゼンテーション）の審査結果は、全ての提案者に書面で通知する。選定に至らなかった者は、その理由について次のとおり書面（任意様式）により審査委員長に対し、説明を求めることができる。

- (1) 提出期限 業者決定通知後 7 日以内
- (2) 提出場所 2 (5) の担当課

説明を求めた者に対しては、(1) の提出期限から 10 日後付けで、書面により回答する。

1 2 契約

- (1) 市と受託候補者とで業務内容の詳細な協議を行い、内部手続の後、正式な受託者として決定したときは、契約を締結する。この場合において、当該契約の金額は、見積価格と同額とするとは限らない。
- (2) 契約の締結に当たっては、山陽小野田市財務規則第 106 条第 1 項第 6 号の規定により、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 委託料は、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うものとする。

1 3 プロポーザル実施スケジュール

項目	日程
選定実施要領（※この書類）の配布	令和5年9月22日（金）
質問書の提出期限	令和5年10月2日（月）
質問書の回答日	令和5年10月5日（木）
参加表明書等の提出期限	令和5年10月10日（火）
企画提案書等の提出期限	令和5年10月19日（木）
審査（プレゼンテーション）	令和5年10月31日（火）（予定）
受託候補者の選定、審査結果の通知、契約締結及び審査結果の公表	令和4年11月上旬

※提出期限日の締切時間は、いずれも午後5時までとする。

1 4 その他

- (1) 提出する書類等は、1参加希望業者につき1案とする。同一企業の本社、支社等による重複の申込は認めない。
- (2) 提出期限日の締切時間後においては、参加表明書等及び企画提案書等の提出書類の提出後の内容の変更若しくは追加又は再提出は認めない。
- (3) プロポーザルに係る書類作成その他一切の費用は、プロポーザルに参加しようとする者の負担とする。
- (4) 審査委員会は非公開とし、審査の結果は原則として公表する。
- (5) 審査結果については、プロポーザル審査結果通知書（様式第7号）を送付する。なお、審査結果については、一切の異議申し立てを認めない。
- (6) 提出された書類、資料等は、返却しない。

1 5 問合せ先

2 (5) の担当課